

農地耕作条件改善事業

【29,832(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地集積推進型（新規）（農地集積・集約化の推進を図る場合）

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。

○集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%（国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担））

2. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等

3. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

(1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等

(2) 事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、総事業費は10億円未満

(3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）

(4) 農地中間管理機構との連携概要を策定

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：1. について、都道府県
2. 及び3. について、農地中間管理機構、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等
- （※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
- 定率助成
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型（新規）》最大5年（ハードは最大3年）

- 事業規模・農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。**
- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
 - ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha（中山間等は0.5ha）以上の連片した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- 定額助成（※2）
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- 定額助成（※2）
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、**都道府県のみ**



これなら思い通りの農業ができるわ！

農業水路等長寿命化・防災減災事業 [新規]

【20,020(一)百万円】

対策のポイント

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業が持続的に発展していくためには、農業生産活動が安心して行われることが重要です。
- ・そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、省力化などに取り組んでいくことが必要です。

政策目標

- 農業水利施設の機能保全計画の策定率（10割）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

- ・機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、除塵機や水位計・流量計等の設置など、施設の長寿命化や水管理・維持管理の省力化に資する対策
- ・施設の状態を確認するための機能診断、機能保全計画の策定、ICT化など省力化技術を導入するための実証など、施設の長寿命化や省力化につながる対策

2. 機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援します。

- ・災害による被害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、緊急時に対応するためのポンプ等の設置、安全を確保するための整備など、防災減災に資する対策
- ・施設の耐震性調査、被害を最小限にするハザードマップ作成、監視・管理体制の強化など、地域の防災減災につながる対策

補助率：1/2、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
農村振興局防災課 (03-6744-2210)

○ 農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、これらに必要な調査・計画策定、省力化技術の導入やハザードマップ作成など、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

1. 事業内容

きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する取組を支援。

（ハード対策）

- 機能保全計画に基づき、老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新
- 既存の水利ストックの適正化のための施設の統合・廃止
- 水管理省力軽減のための水利施設に付帯する分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入
- 維持管理コスト低減のための除塵機や小水力発電施設等の整備



長寿命化のための整備



除塵機の設置



老朽化した施設の機能診断

（機能を一層発揮させるためのソフト対策）

- 施設の健全度を確認するための機能診断及び長寿命化のための機能保全計画の策定
- 長寿命化に資する施設整備のための実施計画の策定
- ICT化など省力化技術導入に当たったの検証

機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援。

（ハード対策）

- 自然災害による被害を未然に防止するために必要な施設整備
- 地盤沈下や水質保全など、社会的な問題に対応するための施設整備
- 災害発生時に機能を喪失しないための施設の強化
- リスク管理のために必要な観測機器の設置
- 緊急時に対応するための排水ポンプ等の設置
- 安全を確保するための転落防止柵等の整備



災害に対する強化



水位計や監視カメラの設置



転落防止柵の整備

（機能を一層発揮させるためのソフト対策）

- 大規模地震を想定した施設の耐震性調査
- 災害発生時の被害を最小限に抑えるためのハザードマップの作成
- 災害による被害の発生を未然に防止するための監視・管理体制の強化

2. 実施要件

（ハード対策）長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施されるもので、総事業費200万円以上（受益面積要件なし）、受益者数2者以上、事業期間3年以内 【補助率：1／2等】
（ソフト対策）事業期間1年以内 【補助率：定額】

3. 実施主体

- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区 等

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】
（平成29年度補正予算 138百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗
浄水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、**事業費の1/2以
内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

日本型直接支払

【77, 190 (76, 960) 百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48, 401 (48, 251) 百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

[平成30年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,450(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロープ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成30年度予算概算決定額 77,190(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,401(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,450(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

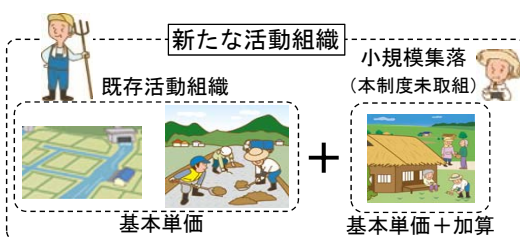
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）

中山間地域等直接支払制度の概要

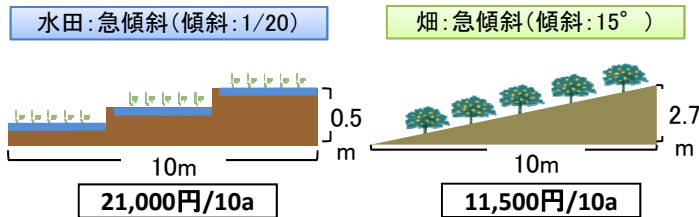
【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

- 【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

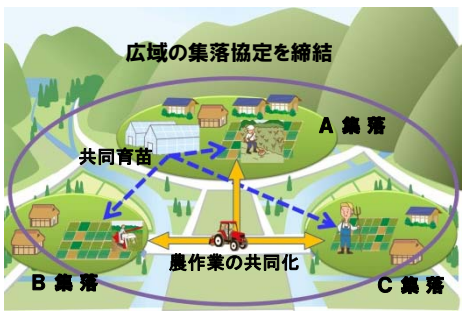
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
 ※ 個別協定の場合は、農業生産活動等を継続するための活動 等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援



【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a

- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

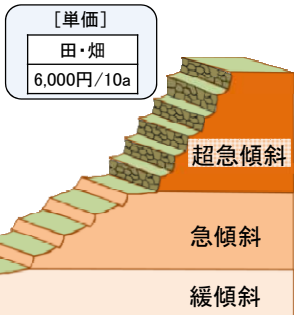
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
 ※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【単価】

田・畑
6,000円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（拡充）200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 2,450 (2,410) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,360 (2,310) 百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

30年度からの変更 国際水準GAPに取り組んでいただくことが要件となります。
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めものではありません。

【支援対象活動】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

- ↳ 土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献
- ↳ ささまざまな生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

◆ 全国共通取組 ◆



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

農業者の組織する団体等は、左記の対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

◆ 地域特認取組 ◆

全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 例) 草生栽培、冬期湛水管理、リビングマルチ、IPM、江の設置等		3,000円～8,000円 /10a

取組内容や交付単価は、都道府県により異なります

30年度からの変更

- 複数取組支援は廃止されます。
〔同一のほ場においては、1つの取組に対してのみ支援します〕
- 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 都道府県、市町村等による事業の推進を支援 90 (100) 百万円

(関連対策)

【環境保全型農業効果調査事業委託費】 事業効果の検証に必要な調査・分析を実施 10 (―) 百万円